

若松税理士事務所通信

平成29年8月号 No.58

<ごあいさつ>

梅雨明けし、毎日暑い日が続いております。
熱中症や夏バテ、夏風邪や体調管理に気を付けて、夏を乗り切りましょう。皆様、お体ご自愛下さいませ。

<個人型確定拠出年金について>

個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo イデコ）は、自分で積み立てて自分で運用する私的年金です。

個人型確定拠出年金は、月々の掛金を5,000円から拠出限度額まで1,000円単位で設定することができ、運用については、元本確保型の商品等、自分のニーズに合わせて商品を決めることが可能です。

なお、掛金については、その全額が所得控除の対象となり、運用益は非課税となります。また、掛金の受取時にも、年金として受け取るのであれば公的年金控除の対象となり、一時金として受け取る場合には退職所得控除の対象となります。

ただし、個人型確定拠出年金は、積立金の運用を加入者自身が自己責任で行い、受け取る額は運用成績によって変動するため、運用によっては、元本割れとなるリスクがある点には注意が必要となります。

さらに、支払った掛金をもとに積み立てた年金は、原則、60歳になるまで受給することが出来ず、加入時および運用期間中に、加入する金融機関によって所定の手数料がかかることについても認識が必要です。

【掛金上限額】

会社役員・会社員等：年額27.6万円

自営業者等：年額81.6万円（国民年金基金と合計）

【メリット】

- ① 積立時：毎月の掛金が『全額所得控除』
- ② 運用時：分配金などの運用利益が『非課税』
- ③ 受取時：受取方法に関わらず一定額まで『非課税』

【デメリット】

- ① 積立時：60歳までは原則として『解約不能』
- ② 積立時：iDeCoの『手数料』がかかる
- ③ 運用時：『元本割れ』のリスク
- ④ 受取時：受取時に『課税』される可能性あり

<8月の税金関係>

- ① 6月決算の確定申告・12月決算の中間申告
- ② 個人事業税の納付・・・8月末日
- ③ 個人事業者の消費税等の中間申告・・・8月末日
- ④ 個人市県民税の納付（第2期分）・・・8月末日

<若松家の出来事>

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（10ヶ月）の3児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、プールに、川に、海に、水鉄砲大会に、夏祭りに、アイス作りにと、夏ならではの遊びをしました。長男と次男は、スイミングに通い始めた成果と浮き輪効果により、怖がることなく泳いでおりました。長女は、初めての水遊びのため、冷たいやら怖いやらと、初めは少しぐずりましたが、慣れると顔に水がかかっても平気な顔をしておりました。

夏休みもまだまだ続きますので、花火など色々な遊びをして、たくさん思い出をつくりたいと思います。

ちなみに、妻は、夏休みに入ってから毎日三人の子供が家にいるため、いつも以上に大奮闘しております。本当に日々感謝です。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町2-7-2F
（弁護士法人ラグーン本店2階）
電話：083-234-1448
FAX：083-234-1449
E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

